

原議保存期間	5年（平成35年3月31日）
有効期間	一種（平成35年3月31日）

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁規発第4号
平成30年2月1日
警察庁交通局交通規制課長

総合的な物流対策の推進について

先般、物流施策の基本的な方向性を示す総合物流施策大綱が改訂され、「総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）」（平成29年7月28日閣議決定。以下「大綱」という。別添1参照。）が策定されるとともに、具体的な施策を記述した「総合物流施策推進プログラム」（平成30年1月31日総合物流施策推進会議決定。以下「プログラム」という。別添2参照）がとりまとめられた。

道路交通に多大な影響を及ぼす貨物輸送等の物流対策を推進することは、道路における交通の安全と円滑を図る上で重要なことであり、また、環境負荷の低減にも資するものである。

警察として、大綱及びプログラムに盛り込まれた各種取組（別添3及び別添4）を積極的に推進するとともに、関係行政機関、運輸事業者、荷主等に対し、交通の安全と円滑確保への理解と協力を求めるほか、荷捌き施設等の整備、共同輸配送等の働き掛けをより一層強め、物流関係の交通需要を削減するよう努められたい。

なお、「総合的な物流対策の推進について」（平成25年11月6日付け警察庁丁規発第77号）は廃止する。

～別添省略

